

こういつ向こうでのロジスティック、相当応援を
 いただいて、お金自体は日本武道館の方が出して
 やっておりますけれども。

これが、去年の実際にオーストラリアでやった
 後の現地の日本人学校の子供たちが感想文とい
 のを書いて、それを読むと、やっぱりその中で、
 日本という国、自分のお父さん、お母さんが生ま
 れた日本というのがこんな素晴らしい文化を持
 た国なんだ、礼儀を大事にする、あるいは武道精
 神というのがこんなに大事なんだということをも改
 めて知って感動しました、こういつような作文が
 ぞろっと出てくるわけですね。

そうすると、この日本の文化をやっぱり海外に
 知ってもらおうという中で、日本武道館がやってい
 るようなこういつ海外での代表団の派遣事業、演
 武というようなものをですね、やっぱり非常に大
 きな外交的な意味合いを持っているのではないか
 と。これは、単に予算を付ける付けないの問題で
 はなくて、こういつこととこのをしっかりやっ
 ていくこと自体がやはり日本の対外文化の発信に
 なっていくのではないかとこの思っています。
 そういつ点で、やはりこれから是非、海外へ
 発信する日本、日本の対外発信というのは一体何
 をどいついつに発信すればいいかといつところ
 を含めて、是非外務省においても前向きに取り組
 んでいただきたいなといつふうに思いますが、最

後に今の件について、ちょっと外務大臣の御意見
 をお聞かせください。

国務大臣（岸田文雄君） 今委員から御指摘が
 ありました桜祭りにしても、また武道派遣団にし
 まして、日本が様々な日本のすばらしさを世界
 に発信する、イメージを向上させる、さらには国
 際社会におけるプレゼンスを向上させる、こうい
 った意味において大変重要な取組だと思えます。
 こうした機会を日本外交としてもこれは失っては
 ならないと思えますし、逆にこれを積極的に活用
 する姿勢が大変重要だと思えます。

御指摘の例も含めて、是非こうした場を大事に
 するよう外交の立場からも心掛け、そしてそうい
 った取組を応援できるように検討を続けていきたく
 い、このように考えます。

阿達雅志君 ありがとうございます。終わしま
 す。

中西哲君 自民党の中西哲でございます。引き
 続いて質問をさせていただきます。

初めに、防衛大臣に一つ、今、佐藤議員の御質
 問に対する回答について確認したいんですが、私
 も、昨日、稲田大臣が、高さ二千キロメートルま
 で上がったといつ発言をテレビで見て本当に驚い
 たんですが、一般的に大陸間弾道弾と言われるミ
 サイルは、一万キロ飛ぶとしたら、高さは大体千
 三百キロから四百、千三百から千四百の間だと言

われております。したがって、もし二千キロ
 メートル飛んだのであれば、まあロケット軌道
 ですから九十度に近い角度で発射したんだと思っ
 んですが、ちょっと前倒しにすれば一体どこまで
 飛ぶんだらうと、もしも一万キロを超えるような
 距離届くのであればアメリカの対応が全く違っ
 てるといつ心配をしております。

ですから、今、これから多分検討を、分析する
 んでしょうけれども、あの飛距離、発射台の角度
 を前倒しにして飛ばしたときにどこまで飛ぶと分
 析されるのか、今分析中であるんならそれで結構
 ですが、防衛大臣のお考えをお願いします。

国務大臣（稲田朋美君） 先ほど御答弁申し上
 げましたとおり、二千キロメートルですね、二千
 キロメートルの高度に達して三十分程度飛翔して
 いる、そして約八百キロメートル飛翔したといつ
 ことでございますので、今委員が御質問になった
 点も含めて詳細を現在検討中でございます。

中西哲君 ありがとうございます。
 それでは最初に、平成二十七年予算に八千二
 百トン級のイージス艦の予算があります。このイ
 ージス艦の建造目的について防衛省にお伺いた
 します。

政府参考人（高橋憲一君） お答えいたします。
 委員御指摘の平成二十七年から建造に着手し
 たイージスシステム搭載型護衛艦、二七DDGと

呼んでございますが、これは通常の汎用護衛艦より防空能力に優れておりまして、警戒監視や対潜水艦戦等の各種作戦を行う際に重要な艦隊防空において中心的な役割を果たすということが期待されております。

加えて、新型の迎撃ミサイルであるSM3ブロックAを搭載することで、より防護範囲を拡大した形で弾道ミサイル防衛にも対応可能な艦艇であり、防衛計画の大綱の考え方に基つき、今後とも整備に取り組んでまいるといふこととございます。

以上でございます。

中西哲君 ということは、DDGの中心、四つの護衛隊群に多分何隻かず配置していくんだらうと思えます。

この四つの護衛隊群、平成七年からヘリ空母型の「ひゅうが」が就役する平成二十一年まで、護衛艦八隻と対潜ヘリコプター八機、通称八・八艦隊と言われておりました時期がありました。今、この間「かが」が就役したことによってヘリ空母型の護衛艦が四つの護衛隊群にそれぞれ一隻ずつ配置されましたので、八隻十二機体制というふうに聞いております。

これらの四つの護衛隊群を編成しているその編成の当初からの考え方、そして、今こういふ体制を整えるという考え方についてお伺いいたします。

政府参考人（高橋憲一君） 委員御指摘のとおり、海上自衛隊の機動運用部隊でございますが、四個護衛隊群で編成されているといふこととございます。

武力攻撃事態等におきましては、対潜水艦戦、防空及びミサイル防衛、複数の任務が同時に生じた場合にも効果的に任務遂行可能な体制を保持するために、常時即応可能な護衛隊群を二個保有する必要があると考えてございます。検査、修理、訓練のための期間を踏まえますと、常時対応可能な護衛隊群を二個確保するためには、護衛隊群をトータルで四個保有しておく必要があるといふふうに考えてございます。

また、先ほど御指摘がございましたように、各護衛隊群は、哨戒ヘリを多数搭載可能なヘリコプター搭載護衛艦、「いずも」あるいは「かが」でございますが、それを各一隻、防空能力に優れているミサイル護衛艦、イージス艦でございますが、このDDG型艦を二隻、汎用型護衛艦五隻の計八隻で構成されているといふところでございます。

この八隻を一体として運用することにより効率的な各種オペレーションを行うことが可能になってございますが、また、より多数の任務が同時に生じた場合には、例えばイージス艦を中心として四隻を弾道ミサイル防衛の任務に、あるいはDDHを中心としまして他の四隻を対潜水艦戦等の

任務に当てるなど、状況に応じより柔軟な運用を図ってきたいといふふうに考えてございます。以上でございます。

中西哲君 この四つの護衛隊群が日本の周り、言わば海に囲まれた日本の防衛の要でございます。そして、この護衛隊群がどこまで海の航行の安全を守るか。先ほど佐藤議員からもシーレーンの問題が出ました。実は、私もこの質問を用意しております。私の場合は、東シナ海そして南シナ海、こちら辺りを具体的にどっぴろっぴろに民間の貨物船、タンカーが安全に航行できる体制を整えていくかと、こっぴろっぴろ視点でお伺いしたいと思っております。一般に、この二つの海域を、海を通る日本の民間船舶、貿易量の五四%がこの海域を通るとも言われております。

そこで、まず東シナ海についてでございます。日米新ガイドラインを私初めて読んだときに、ガイドラインの「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」の見出しに続きまして、相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たすと書いておりました。

私は、この文書を読んだときに、あれっ、これは日本から中東までのシーレーンを守るといふ意

味かなという思いがしたんですが、防衛省の見解はどういうものでしょうか、お伺いいたします。外務省にお伺いします。

政府参考人（小野啓一君） お答え申し上げます。

新ガイドラインにおける地域の及びグローバルな協力は、日米両国が各々の主体的判断によりアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合に行うものでございます。新ガイドラインは、これらの活動の中で日米の協力の在り方の大枠及び政策的方向性を記しております。

より具体的には、新ガイドラインにおきましては、地域的及び国際的な活動における一般的な協力の分野として、平和維持活動、国際的な人道支援・災害救援、海洋安全保障、パートナーの能力構築支援、非戦闘員を退避させるための活動、情報収集、警戒監視及び偵察、訓練・演習、後方支援を挙げております。これらの活動の実施において日米両政府が適切に協力をするほか、自衛隊と米軍との間で手続やベストプラクティスを共有することとしております。

さらに、三か国、多国間の安全保障、防衛協力を推進強化することとしておりまして、具体的には、地域内外のパートナー及び国際機関と協力するための取組を強化し、そのための更なる機会を

追求するとともに、地域の機構及び国際的な機構の強化のため協力することとしております。

中西哲君 具体的にここからここまでという範囲ではないということは分かりました。

それで、まず、日本から南に下がって東シナ海があるんですが、この日中間線の状況について外務省にお伺いいたします。

政府参考人（志水史雄君） お答え申し上げます。

日中の地理的中間線の中国側におきまして、これまで計十六基の構造物が造られていることが確認されております。そのうち十二基は二〇一三年六月以降に新たに設置された構造物であり、また、そのうち計十二基の構造物でフレア、炎が確認されていると認識しております。

中西哲君 私もいつもこの十六基のプラットホームのニュースを見ていて、十二基でフレアが確認されているということは、確かにガスは出たんでしょ。

日本がこの地域を調査したときに、ガスも石油もあると、あるけれども、パイプラインを沖縄に引いたり九州へ引いたりあるいはタンカーで持っていくたり、採算が合わないということをやめたというふうに私は承知しておるんですが、中国は本当にこのガスを、例えば海底のパイプラインで本国へ送っているとかあるいは貨物船を着けて中

国本土へ運んでいるとかいう実態があるのかどうか。私は、むしろこれ軍事目的で設置しているんじゃないかと、この海域を中国海軍の支配できる海域にしようとしているんじゃないかという思いがするんですが、外務省の見解をお伺いいたします。

政府参考人（志水史雄君） お答え申し上げます。

まず、最初の御指摘の点でございますけれども、フレアが出ている場合には、一般的に申し上げます、地中から採取した余剰のガスの燃焼を行っていることが考えられますので、生産が行われている可能性が高いと考えられます。

また、第一点につきまして、軍事目的かどうかということに関してでございますけれども、これは、現時点で我が国の安全保障への影響については、確定的なことを申し上げるのは困難な状況と認識しております。

中西哲君 了解いたしました。

この東シナ海を通過して台湾とフィリピンの間、バシー海峡というのが台湾寄り、その南にルソン海峡というのがありまして、非常に狭い海峡でございます。特にこのバシー海峡、大東亜戦争当時はここで日本の軍艦やタンカーが、輸送船がめったくそにアメリカの潜水艦に沈められました。輸送船の墓場と呼ばれた場所でございます。

この国際海上交通路の要衝である海峡の交通路の安全を守るのは日本にとって大変重要なことであると考えておりますが、政府はどういう御認識を持っておられるのか、お聞きいたします。

政府参考人（前田哲君） お答えいたします。

まず、大きな話から申し上げますと、我が国、資源や食料の多くを海外との貿易に依存し、海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げてきた、言わば海洋国家であるわけでございます。法の支配、航行の自由といった基本的ルールに基づいて、開かれて安定をした海洋が我が国の平和と繁栄の基礎でございますし、同時に国際公共財として世界の平和と安定、繁栄の基盤でもあると、こういう認識でございます。

その上で、シーレーンでございますが、ペルシヤ湾、ホルムズ海峡からインド洋を経ましてマラツカ海峡、南シナ海、そして我が国近海へと至っているということでありまして、資源エネルギーの多くを、先生も御指摘になりましたけれども、中東その他の地域からの海上輸送に依存している我が国にとってこれは極めて重要だという認識であります。

そして、御指摘のバシー海峡であります。これ南シナ海と太平洋を結ぶ海峡ということになりますけれども、こうしたシーレーンの一部として大変重要であるという認識です。防衛計画の大綱に

おきまして、開かれて安定した海洋の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保すること、これは平和と繁栄の基礎であるという記載をしております。こうした観点で海上交通の安全確保に万全を期す旨大綱でも述べておりますし、私も努力をしたいと考えてございます。

中西哲君 このバシー海峡、台湾と日本は今国交はありませんのでなかなか、その周辺諸国と一緒にこの地域の安全を守るといことは、フィリピンとではすんなりいくでしょうけれども、なかなか難しい面もあるうとは思いますが、後ほどもう一度このバシー海峡、ルソン海峡については触れさせていただけますが、是非民間船舶が安全に航行できるように体制を整えていただきたいと思います。っております。

次に、これを越えると南シナ海に入っていくんですが、二〇一三年九月にオバマ大統領が、米国は世界の警察官ではないという発言以降、中国が急速にこの南シナ海で、特に南沙諸島において岩礁を埋め立てたと。この埋め立てた地域について中国が今どういう主張を行っているのか、外務省にお聞きいたします。

政府参考人（志水史雄君） お答え申し上げます。

まず、中国政府の主張について日本政府として詳細に御説明する立場にはございませんけれども、

その上で申し上げますれば、中国は、例えば昨年七月に発表された声明におきまして、南沙諸島を含む南シナ海において、いわゆる九段線を念頭に領土主権、海洋権益等の主張を行っていること承知しております。

なお、昨年七月のフィリピン・中国仲裁裁判におきまして、この仲裁裁判所は、中国が主張する先ほどの九段線の根拠としての歴史的権利については国際法上認められないと判断したものと承知しております。

中西哲君 中国は、この岩礁を埋め立てる当初、中国ばかり批判するけどほかの国もやっているじゃないかという主張をしておりました。確かに、この海域、フィリピン、ベトナム、マレーシア、台湾などは軍事基地化、一部が軍事基地化している場所もあります。しかしながら、これらの国がその島を占有しているときには余り大きな問題起こっていないんですね。中国が急に島を占有して基地化していることによって今問題が起きようとしております。

それで、七つの、防衛省は、島という、岩礁を埋め立てただけですから島という表現使っていない、七地形のうちで三つの地形で滑走路が完成しているということですが、これは軍事用として供用可能な滑走路かどうか、防衛省にお伺いいたします。

政府参考人（前田哲君） お答えいたします。

今先生御指摘になりましたように、中国が、南沙諸島にある七つの地形において、二〇一四年以降、急速かつ大規模な埋立活動を強行し、砲台といった軍事施設のほか、滑走路、格納庫、港湾、レーダー施設等、これは軍事目的にも利用し得る各種のインフラ整備を推進しているというふうに見ております。このような中国の行為、一方的な現状変更、そしてその既成事実化を一段と進めようとする行為で、大変懸念をしております。

御指摘の滑走路でありますが、七つのうちのファイアリークロス礁、スピ礁、そしてミスチーフ礁において最大で三千メートル級の滑走路がそれぞれ建設をされております。

その上で、ファイアリークロス礁におきましては、これは一六年の一月、昨年の一月中でございますが、民間航空機による試験飛行がこれは強行されました。そして四月に、去年の四月に、南シナ海哨戒任務中の海軍の哨戒機、これも急患輸送を目的としていますが、ここに着陸しています。スピ礁、ミスチーフ礁においては、一六年の、去年の七月に民間航空機による試験飛行が強行されているわけでございます。

これらの滑走路を含む各種インフラ、中国は南沙諸島の軍事利用の可能性をこれは厳密に言つと否定してはいないと思えますし、戦闘機等各種軍用

機を格納可能とされる格納庫、この建設がこれ完成をしたと指摘されていること、さらに、今申しました航空機による試験飛行が強行されたことなどを踏まえますと、御指摘の滑走路を将来的に中国の軍用機が平素から利用する可能性、これはあるのではないかというふうに考えてございます。中西哲君 今の状況で、外務省としてはこれらの中国の動きに対する何らかの対処をされているのかどうか、お伺いいたします。

政府参考人（志水史雄君） お答え申し上げます。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、我が国を含む国際社会の関心事項であります。我が国は、これまで一貫して南シナ海における法の支配の貫徹を支持してきておりまして、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が国際法に基づき紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調してきています。

この関係で先般のG7外相会合が行われましたが、この際にも、武力による威嚇又は武力の行使、大規模な埋立て、拠点構築及びその軍事目的での利用といった緊張を高めるあらゆる一方的な行動に対し、強い反対を改めて表明するとともに、全ての当事者に対し、係争のある地形の非軍事化を追求し、国際法上の義務を遵守するよう要求する旨のG7の共同コミュニケが発出されております。

我が国といたしましては、引き続き、自由で開かれ安定した海を守るため、各国に海における法の支配の重要性を訴えかけ、その実効性を高める外交努力を続けていきます。また、こうした訴えと併せて、現状を変更し、緊張を高める一方的な行動への強い反対を国際社会と共有することによって、緊張を高める行動に対してメッセージを送り続けていきたいと考えております。

中西哲君 アメリカは、この南沙諸島について航行の自由作戦をやったんですが、今、トランプ政権は少しやめるといふような発言も、中止、休むという意味ですかね、ありますが、南シナ海、南沙諸島はフィリピンとベトナムの間の東半分、西半分はまだ多分自由に航行できるといふことで空いていると思うんですが、その地域に対して防衛省として民間船舶を安全に航行させるための対処方法があればお聞きいたします。

政府参考人（前田哲君） お答えいたします。

先ほども申し上げたような実態があるわけでございますが、中国は、既存の国際秩序と相入れない独自の主張に基づいて、力を背景とした現状変更の試み等をやってきているわけでありまして。

それに対して、我が国としては、これまで一貫して南シナ海における法の支配の貫徹を支持する、そして、南シナ海をめぐる問題の全ての当事国が国際法に基づく紛争の平和的解決に向けて努

力することが重要だと考えております。

こうした考え方について、稲田大臣も、マティス国防長官とお会いになったときにも、方針としては確認をし、アメリカの活動については支持をするとともに、南シナ海への関与を強化していくということで見解は一致しております。

具体的な取組ではありますが、もちろん情報収集や分析といったことをきちんと進めていくということが一つ。それから、対応策としては、一つはフィリピン、ベトナムなど南シナ海周辺の国々に対して能力構築支援を積極的に行っていくということがあろうと思います。さらに、南シナ海においても海上自衛隊と米海軍等の各国軍隊の共同訓練を行うと、このことというのが地域の安定に資する活動につながっていくと我々考えておりました、こういった点にこれからは積極的に取り組んでいきたいと考えております。

中西哲君 資料を見ていただきたいと思っておりますが、先ほど前田局長の話にもありましたフィリピンの南沙諸島、スピ礁、ファイアリークロス礁、ミスチーフ礁、ここを三角形、これ小三角形と呼ばれているようですが、ここに三つの滑走路があります。そして、その上の図、この南沙諸島と書いてあるのがこの三角形なんです、西沙諸島のウッドキー島、これ左側ですね。右側がこれから問題になるであろうスカボロー礁、ここはまだや

られていないんですが、何も。この大きな三角形を支配下に置くことによって中国は、九段線完成させるというのが中国の恐らく戦略的な目標であるかと。この三角形は南シナ海トライアングルと今呼ばれておるんですが、まさにこの島々、もう不沈空母ですよ。

それで、何を目的にしておるか。上の図面の海南島の南、三亜というところに中国の潜水艦基地がございます。中国の潜水艦基地は、戦略型も含めて最初、黄海、北の方の海におつたんですが、青島とか大連とか旅順とか、ああいうところに基地を持っていたんですが、黄海は浅い、浅いもので、潜水艦が行動するのに制約があるということ。この海南島に潜水艦基地を移しまして、今、戦略型のミサイル、ジン級潜水艦、SLBM、長距離弾道弾を約十二基、発射機を備えておる潜水艦が四隻配備されていると言われております。そして、この潜水艦が南シナ海を自由に航行することによってアメリカを牽制すると。

また、さっきのバシー海峡、ルソン海峡というのは、このジン級の戦略型潜水艦に積んでありますJL2という長距離弾道弾ですが、射程が七千二百から七千四百、これ私が最近調べた数字なんです、キロと言われておまして、アメリカの西海岸にも届かない。届かせるためには西太平洋に出ていく必要がある。この行動をもつやっ

ると思っておりますよ。これらに対して、当然アメリカの対潜水艦部隊は活動していると思われま。ですから、今後もバシー海峡、ルソン海峡が緊張するおそれがあるという話をさせてもらったわけでございます。

米ソ冷戦と言われた時代に、カムチャツカ半島の東側にペトロパロフスクという軍港があります。ここは今でもロシア海軍の潜水艦基地としても使われておるんですが、ここにソビエトが当時のデルタ級の戦略型潜水艦を配備して、すぐ前の北西太平洋、そしてアリューシャン列島を越えてベーリング海、ここに戦略型潜水艦を潜ませることによって米本土を狙う、東海岸も西海岸も届く長距離ミサイルを搭載しておりました。

この戦略を潰すために、アメリカの対潜水艦部隊が封じ込めるために米ソが物すごく緊張感を持ったことがあります。日本の対潜水艦部隊、海上自衛隊の対潜水艦部隊も独自に行動をし、そしてその情報を日米が共有することによってソ連の潜水艦部隊を封じ込めたというふう聞いております。

アメリカは既にこの南シナ海でもうそういう活動に入っておるんじゃないけれども、ますますこの地域が緊張してくると、その中で日本がいかに航路の自由を守るか。先ほど佐藤議員の資料にもありました、この二本目のロンボク海峡を通る

ラインを通ると、日数も掛かれば燃料費も上がる

んです。したがって、物価が上がっていく、日本に大きな影響を与えるということで、非常に内航海運の皆様方は心配をしております。しっかりとこの安全を守っていただきたいと思えます。

最後に、「この間も「いずも」がシンガポールへ行きました。その前にも何隻か時々ベトナムとかフィリピンを訪問しておりますが、この目的についてお聞きいたします。

政府参考人（前田哲君） お答えいたします。

何回か巡航訓練というのをやっておりますが、護衛艦「いずも」、「さざなみ」、先般、シンガポール海軍主催の国際観艦式に参加する機会を捉えて、米軍のイーリス艦二隻とともにバシー海峡からシンガポール付近に至る海域で共同巡航訓練、実施いたしております。

もとより、訓練でありましたので、戦術技量の向上、それから米海軍との連携強化を目的としてやるわけですが、同時に、このことは、厳しい国際環境の中で日米同盟全体の抑止力、対処力を一層強化をする、そして地域の安定化に向けた我が国の意思と高い能力を示すと、こういった効果もあるというふうに考えてございます。引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えます。

中西哲君 ありがとうございます。

時間がなくなりましたので、残りの質問は次の

機会にやらさせていただきます。

委員長（岡田広君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、こやり隆史君及び佐藤正久君が委員を辞任され、その補欠として松川るいさん及び森屋宏君が選任されました。

小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。

私からも、冒頭、昨日の北朝鮮のミサイル発射につきまして、国際法に違反する暴挙であるという点、また、民進党におきましては、昨日のうちには党として、これを断固許してはならないという党の見解を出していることを申し上げさせていただきます。

では、決算の審議の方の質問に参らせていただきます。

冒頭、会計検査院長に伺わせていただきます。去る三月八日の予算委員会の審議におきまして、私は、二〇一四年七月一日の安倍内閣の集団的自衛権を容認する解釈変更、この解釈変更に関する支出といたしまして、内閣法制局の執務資料、また防衛白書、そして内閣官房のホームページに関する支出を指摘した上で、これらの支出、これらの限定的な集団的自衛権行使の解釈変更に関する

支出が憲法に違反するものでないかについて、合規性の観点から検査し、国会に報告いただくようお願いいたしますという質問をさせていただいたところ、河戸院長の方から、「お尋ねの支出につきましては、委員の問題意識も踏まえながら適切に検査を実施してまいりたいと考えております。」という答弁をいただいたところでございます。

会計検査院は、合規性の観点、会計検査院法十条の合規性の観点に基づき、憲法に違反する支出について検査をしなければなりません、一般論でございますけれども、会計検査院は独立機関でございますので、その憲法に違反するかの憲法判断は会計検査院が主体的に行う、そうした旨の答弁もいただいているところでございます。

会計検査院長に伺いますけれども、三月八日の答弁の趣旨の改めでの確認なんですけれども、森友学園の質問で、国会法に基づく検査要請ではなくて、質問に対して、検査をしてくださいという質問を委員からされたときに、検査をして国会に報告するというような答弁、そして過去のこういう国会議員の質問に対して徹底した検査をするというふうに答弁されておるんですけれども、三月の八日、私に対していただいた答弁、「検査はしっかりと実施してまいりたいと思っております。」というふうなこともおっしゃってくださっ